

# 1 成長特区税制・ハートフル税制について

## (1) 成長産業特別集積税制(成長特区税制)について

平成28年4月1日以降、大阪府内の成長産業特別集積区域(成長特区)に進出し、成長産業事業計画の認定を受けて新エネルギーやライフサイエンスなどの事業を行い、一定の要件を満たした場合には、法人府民税・法人事業税の軽減措置があります。制度の詳細については、商工労働部のホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/ritchi/tokku/>)をご覧ください。

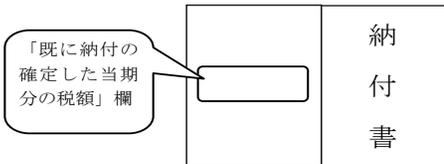
## (2) ハートフル税制について

大阪府では、平成22年4月1日から、障がい者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、法人事業税を軽減する「ハートフル税制」を実施しています。制度の詳細については、ハートフル税制のホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syougai/zei/>)をご覧ください。

## 2 確定申告書用紙の送付を「希望しない」と届出された法人の皆様へのお知らせ

申告する際に必要となる様式及び記載の手引等については、大阪府のホームページ(府税あらからと)の「手続案内(様式等のダウンロードサービス)」(<https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/download.html>)からダウンロードしてご利用ください。

確定申告を行っていただく必要のある法人の皆様のうち、中間申告をされている場合は、納付書の左側に「既に納付の確定した当期分の税額」を印字しています。印字されている税額を第6号様式に転記してください。



## 3 eLTAX(電子申告)の利用届出をされた法人の皆様へのお知らせ

eLTAX の利用者用ソフトウェア(PCdesk)を使用し申告データを作成する場合には、eLTAX のプレ申告データをダウンロードしてご利用ください。ダウンロードする手順については、eLTAX ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)の「PCdesk のご利用方法」をご覧ください。なお、申告に当たっては、次の点にご留意いただき、申告データを作成してください。

## (1) プレ申告データの内容について

- ① 確定申告  
中間申告をされている場合には、当該申告により既に納付の確定した税額
- ② 中間申告  
前事業年度の税額に基づき計算した予定申告税額等

## (2) 様式・記載の手引等のダウンロードについて

申告書に添付が必要な様式等については、大阪府のホームページ(府税あらからと)の「手続案内(様式等のダウンロードサービス)」(<https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/download.html>)に đăng載していますので、ダウンロードの上、添付ファイルとして、申告データと併せて送信してください。

### ◆eLTAX をご利用の皆様へ

#### ○地方税共通納税システムをご利用ください!

地方税共通納税システムでは、自宅やオフィスから地方税の納付手続きを電子的に行い、全ての地方公共団体へ一括して電子納付することができます。

#### ～地方税共通納税システムのメリット～

- ①納付事務の負担が軽減されます。
- ②ダイレクト納付(※1)ができます。
- ③地方公共団体が指定する金融機関以外の金融機関等(※2)からも納付できます。

(※1)ダイレクト納付とは、手数料は不要で事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方法です。

(※2)インターネットバンキング及び ATM 等の利用においては、手数料が必要となる場合があるため、金融機関にご確認ください。また、クレジットカードの利用においては、システム利用料がかかります。

詳しくは eLTAX ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

#### ○法人名や所在地の変更手続きにご注意ください。

法人名や所在地などの変更があった場合には、法人異動事項申告書を提出するとともに、PCdesk などの eLTAX 対応ソフトウェアから利用届出(変更)を行い、法人名や所在地、提出先の府税事務所などを変更してください。

PCdesk を利用した操作方法やご利用に関するご不明な点については、eLTAX ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

PCdesk 以外のソフトウェアをご利用の場合は、ご利用のソフトウェアの製造元へお問い合わせください。

◆法人府民税・事業税・特別法人事業税に関するお問い合わせは、担当の府税事務所までお願いします。府税事務所については、大阪府のホームページの「お問合わせ先」(<https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/>)をご確認ください。

## 法人府民税・事業税・特別法人事業税の納付書の送付について

府税の申告・納付につきまして、日頃からご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、貴社の法人府民税・事業税・特別法人事業税の確定又は中間の申告・納付期限が近づきましたので、「法人府民税・事業税・特別法人事業税の納付書」をお送りします。

なお、この納付書は、①確定申告書用紙の送付を「希望しない」と届出をされた法人の皆様 ②eLTAX(電子申告)の利用届出をされた法人の皆様 にお送りしています。

### お知らせ

#### ■令和 6 年度税制改正の概要

##### ◆外形標準課税の適用対象法人の見直し

##### ①減資への対応

外形標準課税の対象法人について、現行基準を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。

※令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用

##### ②100%子法人等への対応

資本金と資本剰余金の合計が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。

※令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用

※新たに外形標準課税の対象となる法人について、対象となったことにより従来の課税方式で計算した税額を超える額のうち、次に定める額を当該事業年度の法人事業税額から控除する。

適用事業年度	法人事業税から控除する額
令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで の間に開始する事業年度	当該超える額に3分の2 の割合を乗じた額
令和 9 年 4 月 1 日 から 令和 10 年 3 月 31 日 まで の間に開始する事業年度	当該超える額に3分の1 の割合を乗じた額

##### ◆法人府民税(法人税割)及び法人事業税の超過課税の適用期間の延長について

大阪府におきましては、道路網や公共交通など企業の経済活動を下支えする都市基盤整備の財政需要に引き続き対応していく必要があるため、令和5年3月に大阪府税条例の一部を改正し、法人府民税(法人税割)及び法人事業税の超過課税の適用期間を令和8年10月31日までの間に終了する事業年度分まで3年間延長しています。つきましては、大阪府の財政状況等をご理解いただきまして、今後ともご協力をお願いいたします。